

○ 農林水産省
国土交通省 令第一号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、並びに畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第二条第三項及び第四項、第三条第一項、第二項第八号及び第三項第六号（同法第四条第三項において準用する場合を含む。）、第四条第一項、第六条第三項、第八条第二項第二号、第十三条第一項、第十九条、第二十四条並びに第二十五条の規定に基づき、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月三十一日

農林水産大臣 野村 哲郎

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省・国土交通省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 技術基準
 - 第一節 畜舎等（発酵槽等を除く。）の敷地、構造及び建築設備に関する基準
 - 第一款 総則（第三条・第四条）
 - 第二款 敷地（第五条）
 - 第三款 構造強度
 - 第一目 総則（第六条・第七条）
 - 第二目 構造計算等（第八条―第十五条）
 - 第三目 構造部材等（第十六条―第十八条）
 - 第四款 防火構造等（第十九条―第二十八条）
 - 第五款 避難施設（第二十九条）
 - 第六款 建築設備等（第三十条―第三十三条）
 - 第七款 災害危険区域等（第三十四条・第三十五条）
 - 第二節 畜舎等（発酵槽等を除く。）の敷地内の排水等及び便所に関する基準（第三十六条―第四十三条）
 - 第三節 都市計画区域等における畜舎等（発酵槽等を除く。）の遮蔽率及び高さ等に関する基準（第四十四条―第六十条）
 - 第三節の二 発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準（第六十条の二・第六十条の三）
 - 第四節 雑則（第六十条の四―第六十二条）
- 第三章 利用基準（第六十三条）
- 第四章 畜舎建築利用計画の認定等（第六十四条―第九十条）
- 第五章 認定計画実施者の監督等（第九十一条・第九十二条）
- 第六章 雑則（第九十三条・第九十四条）

附則

改正前

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 技術基準
 - 第一節 畜舎等の敷地、構造及び建築設備に関する基準
 - 第一款 総則（第三条・第四条）
 - 第二款 敷地（第五条）
 - 第三款 構造強度
 - 第一目 総則（第六条・第七条）
 - 第二目 構造計算等（第八条―第十五条）
 - 第三目 構造部材等（第十六条―第十八条）
 - 第四款 防火構造等（第十九条―第二十八条）
 - 第五款 避難施設（第二十九条）
 - 第六款 建築設備等（第三十条―第三十三条）
 - 第七款 災害危険区域等（第三十四条・第三十五条）
 - 第二節 畜舎等の敷地内の排水等及び便所に関する基準（第三十六条―第四十三条）
 - 第三節 都市計画区域等における畜舎等の遮蔽率及び高さ等に関する基準（第四十四条―第六十条）
 - （新設）
 - 第四節 雑則（第六十一条―第六十二条）
- 第三章 利用基準（第六十三条）
- 第四章 畜舎建築利用計画の認定等（第六十四条―第九十条）
- 第五章 認定計画実施者の監督等（第九十一条・第九十二条）
- 第六章 雑則（第九十三条・第九十四条）

附則

(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 A構造畜舎等 中規模の地震動（畜舎等（農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省令第六十九号。以下「農林水産省令」という。）第二条に規定する施設のうち同条第二号に掲げるもの（以下「発酵槽等」という。）を除く。この号及び次号において同じ。）の建築等をする地点において発生するものと想定される地震動のうち、地震動の再現期間と当該畜舎等が存している期間との関係から当該畜舎等が存している期間中に数回発生する可能性が高いものをいう。次号において同じ。）に対して、構造部材に損傷が生じない程度の構造方法を用いる畜舎等をいう。

二 十三（略）

第一節 畜舎等（発酵槽等を除く。）の敷地、構造及び建築設備に関する基準

(通則)

第三条 法第二条第三項の主務省令で定める基準のうち、畜舎等（発酵槽等を除く。）に係る同項第一号に掲げる要件を満たすために必要なものについては、この節の定めるところによる。

(畜舎等の敷地及び構造の制限)

第四条 畜舎等の敷地、高さ、階数及び間取りは、次に掲げるところによらなければならない。

一 敷地が市街化区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化区

(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 A構造畜舎等 中規模の地震動（畜舎等の建築等をする地点において発生するものと想定される地震動のうち、地震動の再現期間と当該畜舎等が存している期間との関係から当該畜舎等が存している期間中に数回発生する可能性が高いものをいう。次号において同じ。）に対して、構造部材に損傷が生じない程度の構造方法を用いる畜舎等をいう。

二 十三（略）

第一節 畜舎等の敷地、構造及び建築設備に関する基準

(通則)

第三条 法第二条第三項の主務省令で定める基準のうち、同項第一号に掲げる要件を満たすために必要なものについては、この節の定めるところによる。

(畜舎等の敷地及び構造の制限)

第四条 畜舎等の敷地、高さ、階数及び間取りは、次に掲げるところによらなければならない。

一 敷地が市街化区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化区

域をいう。第六十条の三第一項第一号において同じ。）及び用途地域（同法第八条第一項第一号に規定する用途地域をいう。以下同じ。）に属さないこと。

二〇四（略）

（大規模の畜舎等）

第十九条 農林水産省令第一条第一号に規定する施設であつて同号二に掲げるもの若しくは農林水産省令第二条第三号に規定する施設であつて同号イに掲げるもの（以下「畜産業用倉庫」という。）又は農林水産省令第一条第一号に規定する施設であつて同号ホに掲げるもの若しくは農林水産省令第二条第三号に規定する施設であつて同号ロに掲げるもの（以下「畜産業用車庫」という。）の用途に供する畜舎等であつて、高さが十三メートルを超えるもの（その主要構造部（床及び屋根を除く。）の建築基準法施行令第九十九条の四に定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、当該畜舎等の周囲に延焼防止上有効な空地で当該畜舎等の各部分から当該空地の反対側の境界線までの水平距離が当該各部分の高さに相当する距離以上であるものを設けなければならない。ただし、建築基準法第二十一条第一項本文の規定に適合する畜舎等については、この限りでない。

2| 床面積が三千平方メートルを超える畜舎等（その主要構造部（床及び屋根を除く。）の建築基準法施行令第九十九条の四に定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、渡り廊下によつて隔て、その隔てられた畜舎等の各部分の床面積をそれぞれ三千平方メートル以内とし、当該畜舎等の各部分の周囲に延焼防止上有効な空地で当該各部分から当該空地の反対側の境界線までの水平距離が当該各部分の高さに相当する距離以上であるものを設けなければならない。ただし、建築基準法第二十一条第二項各号のいずれかに適合する畜舎等については、この限りでない。

域をいう。）及び用途地域（同法第八条第一項第一号に規定する用途地域をいう。以下同じ。）に属さないこと。

二〇四（略）

（大規模の畜舎等）

第十九条（新設）

床面積が三千平方メートルを超える畜舎等（その主要構造部（床及び屋根を除く。）の建築基準法施行令第九十九条の四に定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、渡り廊下によつて隔て、その隔てられた畜舎等の各部分の床面積をそれぞれ三千平方メートル以内とし、当該畜舎等の各部分の周囲に延焼防止上有効な空地で当該畜舎等の各部分から当該空地の反対側の境界線までの水平距離が当該各部分の高さに相当する距離以上であるものを設けなければならない。ただし、建築基準法第二十一条第二項各号のいずれかに適合する畜舎等については、この限りでない。

(間仕切壁等)

第二十四条 床面積が千平方メートルを超える畜舎等（耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。）は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、建築基準法第二十六条本文及び建築基準法施行令百十三条の規定に適合する畜舎等については、この限りでない。

一・二 (略)

2 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超える畜舎等又は床面積が千平方メートルを超える畜舎等であつて、その畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超えるもの（いずれも耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。）にあつては、前項の規定を適用せず、建築基準法第二十六条本文及び建築基準法施行令百十三条の規定に適合するものとしなければならない。

(耐火建築物等としなければならない畜舎等)

第二十四条の二 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートル以上である畜舎等又は畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートル以上である畜舎等は、耐火建築物又は準耐火建築物（畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては、建築基準法施行令百十五条の四に規定する準耐火建築物を除く。次項において同じ。）としなければならない。ただし、畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートル以下である畜舎等又は畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以下である畜舎等で、前条第一項各号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

2 貯蔵又は処理に係る危険物の数量が建築基準法施行令百十六条に規定する限度を超える畜舎等は、耐火建築物又は準耐火建築物としな

(間仕切壁等)

第二十四条 床面積が千平方メートルを超える畜舎等は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、建築基準法第二十六条本文及び建築基準法施行令百十三条の規定に適合する畜舎等については、この限りでない。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

ければならない。

(畜舎等の内装)

第二十四条の三 畜産業用車庫の用途に供する畜舎等は、その用途に供する部分及びこれから屋外への出口に通ずる主たる通路の壁及び天井（天井のない場合においては、屋根。次項において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。同項において同じ。）の仕上げを建築基準法施行令第二百二十八条の五第一項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。ただし、畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以下である畜舎等で、第二十四条第一項各号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

2 | ボイラー室、作業室その他の室でボイラー、内燃機関その他火を使用する設備又は器具を設けたものを有する畜舎等は、当該室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを建築基準法施行令第二百二十八条の五第一項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

3 | 前二項の規定は、建築基準法施行令第二百二十八条の五第七項の規定により国土交通大臣が定める畜舎等の部分については、適用しない。

(畜舎等の隔壁)

第二十五条 建築面積が三百平方メートルを超える畜舎等の小屋組が木造である場合においては、当該畜舎等は、第二十四条第一項各号に掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、建築基準法施行令第一百四十三条並びに同条第五項において準用する同令第一百二十二条第二十項及び第二十一項の規定に適合する畜舎等については、この限りでない。

2 | 建築面積が三百平方メートルを超える畜舎等の小屋組が木造である場合において、当該畜舎等のうち畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超えるもの又は畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超えるものにあ

(新設)

第二十五条 建築面積が三百平方メートルを超える畜舎等の小屋組が木造である場合においては、当該畜舎等は、前条各号に掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、建築基準法施行令第一百四十三条並びに同条第五項において準用する同令第一百二十二条第二十項及び第二十一項の規定に適合する畜舎等については、この限りでない。

(新設)

2 | 建築面積が三百平方メートルを超える畜舎等の小屋組が木造である場合において、当該畜舎等のうち畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超えるもの又は畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超えるものにあ

つては、前項の規定を適用せず、建築基準法施行令百十四条第三項並びに同条第五項において準用する同令百十二条第二十項及び第二十一項の規定に適合するものとしなければならない。

(その他防火上必要な技術的基準)

第二十六条 第十九条から前条までに定めるもののほか、畜舎等は、次の各号に掲げる畜舎等の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 建築基準法施行令百十四条第四項に規定する渡り廊下を有する建築物に該当する畜舎等(第十九条第二項本文、第二十条ただし書、第二十四条第一項本文、第二十四条の二第一項ただし書、第二十四条の三第一項ただし書又は第二十五条第一項本文の規定の適用を受けるもの(第二十四条第一項本文及び第二十五条第一項本文の規定にあつては、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供するものに限る。)を除く。) 同令百十四条第四項並びに同条第五項において準用する同令百十二条第二十項及び第二十一項の規定に適合するものであること。

(削る)

(削る)

三・四 (略)

(簡易な構造の畜舎等に対する制限の緩和)

第二十七条 次に掲げる畜舎等又は畜舎等の部分(準耐火構造の壁(これらの壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の

(その他防火上必要な技術的基準)

第二十六条 第十九条から前条までに定めるもののほか、畜舎等は、次の各号に掲げる畜舎等の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 建築基準法施行令百十四条第四項に規定する渡り廊下を有する建築物に該当する畜舎等(第十九条本文又は第二十条ただし書の規定の適用を受けるものを除く。) 同令百十四条第四項並びに同条第五項において準用する同令百十二条第二十項及び第二十一項の規定に適合するものであること。

三 貯蔵又は処理に係る危険物の数量が建築基準法施行令百十六条に規定する限度を超える畜舎等 耐火建築物又は準耐火建築物であること。

四 ボイラー室、作業室その他の室でボイラー、内燃機関その他火を使用する設備又は器具を設けたものを有する畜舎等 建築基準法施行令百二十八条の五第六項及び第七項の規定に適合するものであること。

五・六 (略)

(簡易な構造の畜舎等に対する制限の緩和)

第二十七条 次に掲げる畜舎等又は畜舎等の部分(準耐火構造の壁(これらの壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の

部分の構造が建築基準法施行令第三十六条の九の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。)又は同令第二百二十六条の二第二項第一号に規定する防火設備で区画された部分に限る。)で、同令第二百三十六条の十の規定に適合するものについては、第二十条から前条までの規定は、適用しない。

一 壁を有しない畜舎等その他の建築基準法施行令第三十六条の九第一号の規定により国土交通大臣が指定する構造の畜舎等又は畜舎等の部分(畜産業用倉庫の用途に供するものを除き、間仕切壁を有しないものに限る。)であつて、床面積が三千平方メートル以内であるもの

二 屋根及び外壁が帆布その他これに類する材料で造られている畜舎等又は畜舎等の部分(畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供するものを除き、間仕切壁を有しないものに限る。)で、床面積が三千平方メートル以内であるもの

(地方公共団体の条例による制限の付加)

第三十五条 地方公共団体は、その地方の気候又は風土の特殊性により、この節(第二十六条第三号及び第四号並びに第二十七条を除く。)又は次節の規定のみによつては畜舎等の安全、防火又は衛生の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を付加することができる。

第二節 畜舎等(発酵槽等を除く。)の敷地内の排水等及び便所に関する基準

(通則)

第三十六条 法第二条第三項の主務省令で定める基準のうち、畜舎等(発酵槽等を除く。)に係る同項第二号に掲げる要件を満たすために必要なものについては、この節の定めるところによる。

部分の構造が建築基準法施行令第三十六条の九の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。)又は同令第二百二十六条の二第二項第一号に規定する防火設備で区画された部分に限る。)で、同令第二百三十六条の十の規定に適合するものについては、第二十条から前条までの規定は、適用しない。

一 壁を有しない畜舎等その他の建築基準法施行令第三十六条の九第一号の規定により国土交通大臣が指定する構造の畜舎等又は畜舎等の部分(間仕切壁を有しないものに限る。)であつて、床面積が三千平方メートル以内であるもの

二 屋根及び外壁が帆布その他これに類する材料で造られている畜舎等又は畜舎等の部分(間仕切壁を有しないものに限る。)で、床面積が三千平方メートル以内であるもの

(地方公共団体の条例による制限の付加)

第三十五条 地方公共団体は、その地方の気候又は風土の特殊性により、この節(第二十六条第五号及び第六号並びに第二十七条を除く。)又は次節の規定のみによつては畜舎等の安全、防火又は衛生の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を付加することができる。

第二節 畜舎等の敷地内の排水等及び便所に関する基準

(通則)

第三十六条 法第二条第三項の主務省令で定める基準のうち、同項第二号に掲げる要件を満たすために必要なものについては、この節の定めるところによる。

第三節 都市計画区域等における畜舎等（発酵槽等を除く。）
の建蔽率及び高さ等に関する基準

（通則）

第四十四条 法第二条第三項の主務省令で定める基準のうち、畜舎等（発酵槽等を除く。）に係る同項第三号に掲げる要件を満たすために必要なものについては、この節の定めるところによる。

2 (略)

第三節の二 発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準

（通則）

第六十条の二 法第二条第三項の主務省令で定める基準のうち、発酵槽等に係る同項第一号及び第三号に掲げる要件を満たすために必要なものについては、この節の定めるところによる。

（発酵槽等の技術基準）

第六十条の三 発酵槽等の敷地及び高さは、次に掲げるところによらなければならない。

一 敷地が市街化区域及び用途地域に属さないこと。

二 高さが十六メートル以下であること。

2 発酵槽等は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

一 建築基準法施行令第四百四十一条第一号の規定により国土交通大臣が定める構造方法により鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによって補強した場合を除き、その主要な部分を組積造及び無筋コンクリート造以外の構造とすること。

二 建築基準法施行令第四百四十一条第二項の規定において準用する同令第三百三十九条第一項第四号イの規定により国土交通大臣が定める

第三節 都市計画区域等における畜舎等の建蔽率及び高さ等に関する基準

（通則）

第四十四条 法第二条第三項の主務省令で定める基準のうち、同項第三号に掲げる要件を満たすために必要なものについては、この節の定めるところによる。

2 (略)

（新設）

（新設）

（新設）

基準に従った構造計算によつて確かめられる安全性を有すること。
3 発酵槽等については、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一号、第二十八条、第三十一条、第三十五条及び第八十七条第二項（第三十一条に係る部分に限る。）の規定を準用する。
4 特定用途制限地域内にある発酵槽等で第五十二条第一項の規定に基づく条例において制限が定められた用途に供するものについては、同条、第五十三条、第五十五条第五項、第五十八条第一項及び第九項並びに第六十二条の規定を準用する。

第四節 雑則

（通則）

第六十条の四 この節の規定は、発酵槽等以外の畜舎等に限り適用する。

（畜舎等の敷地が区域、地域又は地区の内外にわたる場合の措置）
第六十二条 畜舎等の敷地がこの省令の規定（第四条第一号、第二十六条第四号及び第四十五条から第四十七条までの規定を除く。以下この条において同じ。）による畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する禁止又は制限を受ける区域（建築基準法第二十二条第一項の市街地の区域を除く。以下この条において同じ。）、地域（防火地域及び準防火地域を除く。以下この条において同じ。）、又は地区の内外にわたる場合においては、その畜舎等又はその敷地の全部について敷地の過半の属する区域、地域又は地区内の畜舎等に関するこの省令の規定を適用する。

（利用基準）

第六十三条 法第二条第四項の主務省令で定める基準は、次の各号（発酵槽等の利用の方法に係るものにあつては、第六号）に掲げるものとする。

第四節 雑則

（新設）

（畜舎等の敷地が区域、地域又は地区の内外にわたる場合の措置）
第六十二条 畜舎等の敷地がこの省令の規定（第四条第一号、第二十六条第六号及び第四十五条から第四十七条までの規定を除く。以下この条において同じ。）による畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する禁止又は制限を受ける区域（建築基準法第二十二条第一項の市街地の区域を除く。以下この条において同じ。）、地域（防火地域及び準防火地域を除く。以下この条において同じ。）、又は地区の内外にわたる場合においては、その畜舎等又はその敷地の全部について敷地の過半の属する区域、地域又は地区内の畜舎等に関するこの省令の規定を適用する。

（利用基準）

第六十三条 法第二条第四項の主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 通常時において、畜舎等における一日当たりの最大滞在者数（当該畜舎等に同時に滞在することができる者の数の上限をいう。以下同じ。）及び延べ滞在時間（各滞在者の滞在時間の合計をいう。以下同じ。）が畜舎等の床面積に応じて、次の表に定める数値以下であること。ただし、畜舎等がA構造畜舎等（第二十四条第一項本文、第二十四条の二第一項ただし書、第二十四条の三第一項ただし書又は第二十五条第一項本文の規定（以下「第二十四条第一項本文等の規定」という。）の適用を受けるもの（第二十四条第一項本文及び第二十五条第一項本文の規定の適用を受けるものにあつては、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供するものに限る。以下同じ。）を除く。）である場合においては、この限りでない。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

二・三 (略)

四 二以上の避難口が特定されていること。ただし、農林水産省令第二条に規定する施設のうち同条第一号に掲げるもの、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものについては、この限りでない。

五 認定計画実施者は、定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。ただし、畜舎等がA構造畜舎等（第二十四条第一項本文等の規定の適用を受けるものを除く。）である場合においては、この限りでない。

六 認定計画実施者は、畜舎等の見やすい場所に様式第一号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては、様式第一号の二）の表示を行い、かつ、畜舎等がB構造畜舎等である場合については、畜舎等に立ち入る者に対し、災害時における避難方法に関する事項を説明すること。

七 畜舎等が第十九条第二項本文若しくは第二十条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第二十四条第一項本文等の規定の適用を受け

一 通常時において、畜舎等における一日当たりの最大滞在者数（当該畜舎等に同時に滞在することができる者の数の上限をいう。以下この号において同じ。）及び延べ滞在時間（各滞在者の滞在時間の合計をいう。以下この号において同じ。）が畜舎等の床面積に応じて、次の表に定める数値以下であること。ただし、畜舎等がA構造畜舎等である場合においては、この限りでない。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

二・三 (略)

四 二以上の避難口が特定されていること。

五 認定計画実施者は、定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。ただし、畜舎等がA構造畜舎等である場合においては、この限りでない。

六 認定計画実施者は、畜舎等の見やすい場所に様式第一号の表示を行い、かつ、畜舎等がB構造畜舎等である場合については、畜舎等に立ち入る者に対し、災害時における避難方法に関する事項を説明すること。

七 畜舎等が第十九条本文又は第二十条ただし書の規定の適用を受けるものである場合においては、認定計画実施者は、定期的な消火作

るものである場合においては、認定計画実施者は、定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

八 畜舎等が第二十四条第一項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分の利用の方法は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとする
こと。

イ 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超える畜舎等にあつては、床面積五百平方メートル以内ごとに一以上の避難口が特定されていること。ただし、避難上有効に直接外気に開放されたものについては、この限りではない。

ロ 認定計画実施者は、災害時の避難に支障を生じさせないように、採光を充分にすること。

ハ 認定計画実施者は、火気を使用しないこと。

ニ 認定計画実施者は、消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行うこと。

ホ 認定計画実施者は、畜産業用倉庫の用途に供する部分については、当該部分に保管しても防火上支障がない物資として主務大臣が定めるもの（以下「畜産業用物資」という。）以外のもの並びに畜産業用車庫の用途に供する部分については、当該部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資として主務大臣が定めるもの（以下「畜産業用車両等」という。）以外のものを保管しないこと。

ヘ 認定計画実施者は、畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管すること。

（畜舎建築利用計画の認定の申請）

業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

（新設）

（畜舎建築利用計画の認定の申請）

第六十四条 法第三条第一項の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第二号による申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書及び書類その他都道府県知事が必要と認める図書（第七十二条第三項を除き、以下「添付図書」と総称する。）を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 申請に係る畜舎等が次のイ及びロに掲げる畜舎等である場合にあつては、それぞれ当該イ及びロに定める図書及び書類

イ 特例畜舎等 別表第一の各項の(イ)欄に掲げる畜舎等である場合にあつては、当該各項の(イ)欄に掲げる図書（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）

ロ 特例畜舎等以外の畜舎等 次に定める図書及び書類（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）。ただし、別表第二の(一)の項の(イ)欄に掲げる配置図又は平面図は、別表第三の(三)の項の(イ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(四)の項の(イ)欄に掲げる日影図と、別表第二の(一)の項の(イ)欄に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、別表第三の(三)の項の(イ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

(1) 別表第二の各項の(イ)欄に掲げる畜舎等である場合にあつては、当該各項の(イ)欄に掲げる図書

(2) (5) (略)

四・五 (略)

2 (略)

(畜舎建築利用計画の記載事項)

第六十六条 法第三条第二項第八号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

第六十四条 法第三条第一項の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第二号による申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書及び書類その他都道府県知事が必要と認める図書（第七十二条第三項を除き、以下「添付図書」と総称する。）を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 申請に係る畜舎等が次のイ及びロに掲げる畜舎等である場合にあつては、それぞれ当該イ及びロに定める図書及び書類

イ 特例畜舎等 別表第一の各項に掲げる図書（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）

ロ 特例畜舎等以外の畜舎等 次に定める図書及び書類（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）。ただし、別表第二の(一)の項に掲げる配置図又は平面図は、別表第三の(三)の項の(イ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(四)の項の(イ)欄に掲げる日影図と、別表第二の(イ)の項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、別表第三の(三)の項の(イ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

(1) 別表第二の各項に掲げる図書

(2) (5) (略)

四・五 (略)

2 (略)

(畜舎建築利用計画の記載事項)

第六十六条 法第三条第二項第八号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 家畜の飼養の用に供する施設又は農林水産省令第二条に規定する施設のうち同条第一号に掲げるものの敷地又はこれに隣接し、若しくは近接する土地に建築等をし、これらの施設と一体的に利用する畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては、当該施設の所在地

四 畜産業用倉庫の用途に供する畜舎等にあつては、その用途に供する部分に保管する物資の種類

五 畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては、その用途に供する部分に保管する車両及び物資の種類

六〇九 (略)

(畜舎建築利用計画の認定基準)

第七十条 法第三条第三項第六号(法第四条第三項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 申請者が申請に係る畜舎等の貸付けを行う場合にあつては、その借主(法人にあつては、その役員を含む。)が法第三条第四項第二号に規定する者に該当しないこと。

二 (略)

三 畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては、家畜の飼養の用に供する施設又は農林水産省令第二条に規定する施設のうち同条第一号に掲げるものの敷地又はこれに隣接し、若しくは近接する土地に当該畜舎等の建築等が行われること。

四 畜産業用倉庫の用途に供する畜舎等にあつては、その用途に供する部分に保管する物資が畜産経営に必要なものであること。

五 畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては、その用途に供する部分に保管する車両及び物資が畜産経営に必要なものであること。

(畜舎建築利用計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第七十二条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

三〇六 (略)

(畜舎建築利用計画の認定基準)

第七十条 法第三条第三項第六号(法第四条第三項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 申請者が申請に係る畜舎等の貸付けを行う場合にあつては、その借主(法人にあつては、その役員)が法第三条第四項第二号に規定する者に該当しないこと。

二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(畜舎建築利用計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第七十二条 (略)

2 法第八条第二項第二号に規定する主務省令で定める範囲内の行為をする認定畜舎等に係る添付図書にあっては、別表第二の(一)の項の(ロ)欄に掲げる付近見取図、配置図、平面図又は床面積積求積図のうち変更に係るものに同条第一項に規定する不適合部分の基準が適用されない旨を明示することとする。

3 5 (略)

(畜舎建築利用計画の変更に係る認定を要しない軽微な変更)

第七十三条 法第四条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 法第三条第二項第一号及び第六号並びに第六十六条第六号に掲げる事項の変更

二 (略)

三 法第三条第二項第四号に掲げる事項の変更のうち次のイからタまでに掲げるものであって、変更後も認定に係る畜舎建築利用計画が同条第三項第四号の規定に適合することが明らかな変更

イ ホ (略)

ヘ 構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材(小ばりその他これに類するものに限る。)の位置の変更(変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であつて、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が第八条各号に規定する構造計算(発酵槽等にあつては、第六十条の三第二項第二号に規定する構造計算)によって確かめられる安全性を有するものに限る。)

ト ル (略)

ヲ 開口部の位置及び大きさの変更

2 法第八条第二項第二号に規定する主務省令で定める範囲内の行為をする認定畜舎等に係る添付図書にあっては、別表第二の(イ)の項に掲げる図書のうち変更に係るものに同条第一項に規定する不適合部分の基準が適用されない旨を明示することとする。

3 5 (略)

(畜舎建築利用計画の変更に係る認定を要しない軽微な変更)

第七十三条 法第四条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 法第三条第二項第一号及び第六号並びに第六十六条第三号に掲げる事項の変更

二 (略)

三 法第三条第二項第四号に掲げる事項の変更のうち次のイからヨまでに掲げるものであって、変更後も認定に係る畜舎建築利用計画が同条第三項第四号の規定に適合することが明らかな変更

イ ホ (略)

ヘ 構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材(小ばりその他これに類するものに限る。)の位置の変更(変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であつて、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が第八条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。)

ト ル (略)

ヲ 開口部の位置及び大きさの変更(耐火建築物若しくは準耐火建築物である畜舎等又は防火地域若しくは準防火地域内にある畜舎等で耐火建築物及び準耐火建築物以外のものの開口部に係る変更で当該変更により延焼のおそれのある部分にある外壁の開口部に該当することとなるものを除く。)

ワシヨ (略)

タ 別表第一の(二)の項の(ろ)欄及び別表第二の(二)の項の(ろ)欄に掲げる配置図における発酵槽等の位置の変更

四 (略)

五 第六十六条第三号に掲げる事項の変更

六 第六十六条第四号及び第五号に掲げる事項の変更であつて、変更後も当該事項に係る物資又は車両が畜産経営に必要な物資又は車両であることが明らかな変更

2 (略)

(仮使用の認定の申請)

第七十六条 法第六条第二項ただし書の規定により都道府県知事の仮使用の認定を受けようとする者(次項において「仮使用認定申請者」という。)は、様式第十号による仮使用認定申請書の正本及び副本に、それぞれ、次の表の(い)の項及び(は)の項に掲げる図書(発酵槽等を仮使用する場合にあつては、(ろ)の項及び(は)の項に掲げる図書)その他都道府県知事が必要と認める図書及び書類を添えて、都道府県知事に提出するものとする。

(は)	(ろ)	(い)	図書の種類
(略)	配置図	(略)	明示すべき事項
(略)	縮尺、方位、発酵槽等の位置及び申請に係る仮使用の部分	(略)	

2 (略)

ワシヨ (略)

(新設)

四 (略)

(新設)

(新設)

2 (略)

(仮使用の認定の申請)

第七十六条 法第六条第二項ただし書の規定により都道府県知事の仮使用の認定を受けようとする者(次項において「仮使用認定申請者」という。)は、様式第十号による仮使用認定申請書の正本及び副本に、それぞれ、次の表の(い)の項及び(ろ)の項に掲げる図書その他都道府県知事が必要と認める図書及び書類を添えて、都道府県知事に提出するものとする。

(は)	(ろ) 設	(い)	図書の種類
(略)	(新設)	(略)	明示すべき事項
(略)	(新設)	(略)	

2 (略)

(基準時)

第七十七条 この章及び別表第九において「基準時」とは、法第八条第一項の規定により、第四条第一号、第六条、第二十四条、第二十四条の二、第二十六条第三号若しくは第四号、第二十八条、第三十条、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第五十一条、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項若しくは第二項、第五十六第三項から第五項まで又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について、法第八条第一項の規定により引き続きこれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとする。）に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない期間の始期をいう。

(用途地域等関係)

第七十九条 法第八条第一項の規定により第四条第一号の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における認定畜舎等の敷地及び構造が建築基準法第四十八条第一項から第十三項まで（これらの規定のただし書を除く。）、第五十三条第一項（第六号を除く。）及び第二項、第五十三条の二第一項（ただし書を除く。）及び第三項、第五十六条第一項（同法別表第三(3)欄の四の項及び五の項に係る部分並びに第二号及び第三号を除く。別表第九の(二)の項において同じ。）、第二項から第四項まで、第六項及び第七項（第二号及び第三号を除く。）、第五十六条の二第二項（同法別表第四(3)欄の四の項に係る部分及びただし書を除く。）、第二項から第五項まで、第五十七条の四第一項本文、第五十七条の五、第五十八条第一項、第五十九条第一項（建築物の容積率に係る部分並びに第二号及び第三号を除く。）及び第二項、第六十条の二の二第一項から第三項まで（これらの規定の

(基準時)

第七十七条 この章及び別表第九において「基準時」とは、法第八条第一項の規定により、第四条第一号、第六条、第二十四条、第二十六条第五号若しくは第六号、第二十八条、第三十条、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第五十一条、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項若しくは第二項、第五十六第三項から第五項まで又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について、法第八条第一項の規定により引き続きこれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとする。）に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない期間の始期をいう。

(用途地域等関係)

第七十九条 法第八条第一項の規定により第四条第一号の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における認定畜舎等の敷地及び構造が建築基準法第四十八条第一項から第十三項まで（これらの規定のただし書を除く。）、第五十三条第一項（第六号を除く。）及び第二項、第五十三条の二第一項（ただし書を除く。）及び第三項、第五十六条第一項（同法別表第三(3)欄の四の項及び五の項に係る部分並びに第二号及び第三号を除く。別表第九の(二)の項において同じ。）、第二項から第四項まで、第六項及び第七項（第二号及び第三号を除く。）、第五十六条の二第二項（同法別表第四(3)欄の四の項に係る部分及びただし書を除く。）、から第五項まで、第五十七条の四第一項本文、第五十七条の五、第五十八条、第五十九条第一項（建築物の容積率に係る部分並びに第二号及び第三号を除く。）及び第二項、第六十条の二の二第一項から第三項まで（これらの規定のただし書を除く

ただし書を除く。)並びに第六十条の三第一項(第二号及び第三号を除く。)及び第二項本文の規定並びに同法第四十九条、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項及び第六十八条の二第一項(建築基準法施行令第三十六条の二の五第一項(建築物の容積率に係る部分に限る。))の規定に係る部分を除く。別表第九の(二)の項において同じ。)の規定に基づく条例の規定に適合すること。

二 (略)

(耐火建築物等としなければならない畜舎等関係)

第八十一条の二 法第八条第一項の規定により第二十四条の二の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計が五十平方メートルを超えないこととする。

(防火地域及び特定防災街区整備地区関係)

第八十二条 法第八条第一項の規定により第二十六条第三号(防火地域内にある畜舎等に係る部分に限る。)又は第四号の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等(木造の認定畜舎等)については、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。)について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一 五 (略)

(準防火地域関係)

第八十三条 法第八条第一項の規定により第二十六条第三号(準防火地域内にある畜舎等に係る部分に限る。)の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等(木造の認定畜舎等)にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。)について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定め

。並びに第六十条の三第一項(第二号及び第三号を除く。)及び第二項本文の規定並びに同法第四十九条、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項及び第六十八条の二第一項(建築基準法施行令第三十六条の二の五第一項(建築物の容積率に係る部分に限る。))の規定に係る部分を除く。別表第九の(二)の項において同じ。)の規定に基づく条例の規定に適合すること。

二 (略)

(新設)

(防火地域及び特定防災街区整備地区関係)

第八十二条 法第八条第一項の規定により第二十六条第五号(防火地域内にある畜舎等に係る部分に限る。)又は第六号の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等(木造の認定畜舎等)については、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。)について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一 五 (略)

(準防火地域関係)

第八十三条 法第八条第一項の規定により第二十六条第五号(準防火地域内にある畜舎等に係る部分に限る。)の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等(木造の認定畜舎等)にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。)について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定め

るところによる。

一〇四 (略)

(大規模の修繕又は大規模の様替)

第八十六条 法第八条第一項の規定により第四条第一号、第二十四条、第二十四条の二、第二十六条第四号、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第五十一条、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項若しくは第二項、第五十六条第三項から第五項まで又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該行為の全てとする。

2 (略)

3 法第八条第一項の規定により第二十六条第三号の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、次に定めるところによる。

一・二 (略)

4 (略)

(認定畜舎等の利用の状況の報告)

第九十一条 法第十三条第一項の規定による報告は、様式第十七号による報告書を都道府県知事に提出することにより、おおむね五年に一回、都道府県知事の定める日までに行うものとする。ただし、畜産業用倉庫の用途に供する畜舎等にあつてはその用途に供する部分に保管している物資の種類を、畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつてはその用途に供する部分に保管している車両及び物資の種類を明らかにする写真を添えなければならない。

(面積、高さ等の算定方法)

るところによる。

一〇四 (略)

(大規模の修繕又は大規模の様替)

第八十六条 法第八条第一項の規定により第四条第一号、第二十四条、第二十六条第六号、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第五十一条、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項若しくは第二項、第五十六条第三項から第五項まで又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該行為の全てとする。

2 (略)

3 法第八条第一項の規定により第二十六条第五号の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、次に定めるところによる。

一・二 (略)

4 (略)

(認定畜舎等の利用の状況の報告)

第九十一条 法第十三条第一項の規定による報告は、様式第十七号による報告書を都道府県知事に提出することにより、おおむね五年に一回、都道府県知事の定める日までに行うものとする。

(面積、高さ等の算定方法)

第九十四条 法第十九条の主務省令で定める畜舎等の敷地面積、建築面積、床面積、高さその他の畜舎等の規模に係る事項の算定方法は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

一・二 (略)

三 床面積 建築基準法施行令第二条第一項第三号(発酵槽等)にあつては、同項第五号)に定めるところによる。ただし、地階の機械室その他これらに類する畜舎等の部分を有する畜舎等の床面積には、当該部分の床面積を算入しない。

四〇六 (略)

別表第一 (第六十四条関係)

(イ)	(ii)	圖書の種類	明示すべき事項	付近見取図	畜舎等(発酵槽等を除く。以下この表において同じ。)

第九十四条 法第十九条の主務省令で定める畜舎等の敷地面積、建築面積、床面積、高さその他の畜舎等の規模に係る事項の算定方法は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

一・二 (略)

三 床面積 建築基準法施行令第二条第一項第三号)に定めるところによる。ただし、地階の機械室その他これらに類する畜舎等の部分を有する畜舎等の床面積には、当該部分の床面積を算入しない。

四〇六 (略)

別表第一 (第六十四条関係)

平面図	圖書の種類	明示すべき事項	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	配置図	縮尺及び方位	敷地境界線、敷地内における畜舎等の位置及び申請に係る畜舎等との別	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る畜舎等の各部分の高さ	縮尺及び方位	間取り、各室の用途及び床面積
-----	-------	---------	-------	----------------	-----	--------	----------------------------------	---	--------	----------------

地盤面算定表	二面以上の立面図又は断面図	床面積求積図	平面図	と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る畜舎等の各部分の高さ		
				縮尺及び方位	間取り、各室の用途及び床面積	二以上の避難口の位置
畜舎等が周囲の地面と接する各位置の高さ	申請に係る畜舎等の各部分の高さ	縮尺	地盤面	床面積の求積に必要な畜舎等の各部分の寸法及び算式	二以上の避難口の位置	地盤面を算定する

地盤面算定表	二面以上の立面図又は断面図	床面積求積図	二以上の避難口の位置			
			縮尺	地盤面	申請に係る畜舎等の各部分の高さ	
畜舎等が周囲の地面と接する各位置の高さ	申請に係る畜舎等の各部分の高さ	縮尺	地盤面	床面積の求積に必要な畜舎等の各部分の寸法及び算式	二以上の避難口の位置	地盤面を算定するための算式

										(二)
										発酵槽等
縦断面図 側面図又は 縮尺		横断面図 平面図又は 縮尺			配置図 敷地境界線、申請 に係る発酵槽等の 位置並びに申請に 係る発酵槽等と他 の畜舎等及び発酵 槽等との別			付近見取図 方位、道路及び目 標となる地物		ための算式
主要部分の材料の	発酵槽等の高さ	種別及び寸法	主要部分の材料の	床面積	縮尺	土地の高低及び申 請に係る発酵槽等 の各部分の高さ	縮尺及び方位			

種別及び寸法

別表第二（第六十四条関係）

		(-)	
		(い)	畜舎等（発酵槽等を除く。以下この表において同じ。）
		(ろ)	図書の種類
			付近見取図
			明示すべき事項
			方位、道路及び目標となる地物
			縮尺及び方位
			敷地境界線、敷地内における畜舎等の位置及び申請に係る畜舎等との別
			擁壁の設置その他安全上適当な措置
			土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る畜舎等の各部分の縮尺及び方位

別表第二（第六十四条関係）

		(い)	
			図書の種類
			付近見取図
			明示すべき事項
			方位、道路及び目標となる地物
			縮尺及び方位
			敷地境界線、敷地内における畜舎等の位置及び申請に係る畜舎等との別
			擁壁の設置その他安全上適当な措置
			土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る畜舎等の各部分の縮尺及び方位
			敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
			下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路
			縮尺及び方位
			間取り、各室の用途及び床面積

図	床面積求積	平面図					敷地の接する道路の位置、幅員及び種類	下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路	縮尺及び方位	間取り、各室の用途及び床面積	壁及び筋かいの位置及び種類	開口部の位置	延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造	二以上の避難口の位置	床面積の求積に必要な畜舎等の各部

(3)														
地盤面算定表	二面以上の断面図	縮尺	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造	開口部の位置	縮尺	二面以上の立面図	床面積求積図	壁及び筋かいの位置及び種類	開口部の位置	延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造	二以上の避難口の位置	床面積の求積に必要な畜舎等の各部分の寸法及び算式	縮尺	畜舎等が周囲の地面と接する各位置の高さ

基礎伏図	地盤面算定表	二面以上の断面図	二面以上の立面図	分の寸法及び算式	縮尺	開口部の位置	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造	縮尺	地盤面	床及び屋根（天井がある場合は、天井）の高さ、軒及びひさしの出並びに畜舎等の各部分の高さ	畜舎等が周囲の地面と接する各位置の高さ	地盤面を算定するための算式	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の

(は)				基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法	地盤面を算定するための算式
構造詳細図	小屋伏図	床伏図				

										(二)
										発酵槽等
縦断面図	側面図又は縮尺	横断面図	平面図又は縮尺	配置図		付近見取図	構造詳細図	小屋伏図	床伏図	
発酵槽等の高さ	縮尺	主要部分の材料の種類及び寸法	縮尺	敷地境界線、申請に係る発酵槽等の位置並びに申請に係る発酵槽等と他の畜舎等及び発酵槽等との別		縮尺及び方位	方位、道路及び目標となる地物	材料の種類及び寸法		

別表第三（第六十四条関係）

(二)		(一)		
第十九条の規定が適用される畜舎等		(略)	(イ)	
第十九条第一項本文の規定が適用される畜舎等		(略)	(イ)	
配置図	付近見取図	(略)	図書の種類	(ロ)
畜舎等の各部分か	敷地境界線、敷地内における畜舎等の位置	(略)	明示すべき事項	(ロ)
	空地の状況	(略)	延焼防止上有効な	

構造計算書	構造詳細図	縮尺	主要部分の材料の種別及び寸法	主要部分の材料の種別及び寸法	主要部分の材料の種別及び寸法
算定	応力算定及び断面		種別及び寸法		

別表第三（第六十四条関係）

(二)		(一)		
第十九条の規定が適用される畜舎等		(略)	(イ)	
(新設)		(略)	(イ)	
(新設)	(新設)	(略)	図書の種類	(ロ)
(新設)	(新設)	(略)	明示すべき事項	(ロ)

第十九条第二項本文の規定が適用される畜舎等	第十九条第一項ただし書の規定が適用される畜舎等						
第十九条第二項本文の規定に適合することの	平面図	耐火構造等の構造詳細図					
第十九条第二項本文に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	通常火災終了時間及びその算出方法	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	通常火災終了時間の算出に当たって必要な建築設備の位置	防火区画の位置及び面積	耐力壁及び非耐力壁の位置	畜舎等の各部分の高さ ら空地の反対側の境界線までの水平距離	

第十九条本文の規定が適用される畜舎等	(新設)						
第十九条本文の規定に適合することの確認に	(新設)	(新設)			(新設)		
第十九条本文に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

		(七)	(六)	(三)		
畜舎等 用される 規定が適 第二十四 条の二の		第二十四 条の規定 が適用さ れる畜舎 等	(略)	(略)	第十九条第二 項ただし書の 規定が適用さ れる畜舎等	確認に必要 な図書
規定が適用さ れる畜舎等		第二十四條第 一項ただし書 又は第二項の 規定が適用さ れる畜舎等	第二十四條第 一項本文の規 定が適用され る畜舎等	(略)	(略)	
平面図		(略)	(略)	(略)	(略)	
外壁、袖壁、塀そ 壁の位置	開口部及び防火設 備の位置	(略)	(略)	(略)	(略)	
耐力壁及び非耐力 壁の位置		(略)	(略)	(略)	(略)	

		(七)	(六)	(三)		
(新設)		第二十四 条の規定 が適用さ れる畜舎 等	(略)	(略)	第十九条ただ し書の規定が 適用される畜 舎等	必要な図書
(新設)		第二十四條た だし書の規定 が適用される 畜舎等	第二十四條本 文の規定が適 用される畜舎 等	(略)	(略)	
(新設)		(略)	(略)	(略)	(略)	
(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	

第二十四 条の三の 規定が適 用される 畜舎等							
第二十四 条の三の 規定が適 用される 畜舎等	第二十四 条の三の 規定が適 用される 畜舎等	第二十四 条の三の 規定が適 用される 畜舎等	第二十四 条の三の 規定が適 用される 畜舎等	第二十四 条の三の 規定が適 用される 畜舎等	第二十四 条の三の 規定が適 用される 畜舎等	第二十四 条の三の 規定が適 用される 畜舎等	第二十四 条の三の 規定が適 用される 畜舎等
表	室内仕上 げ	平面図	付近見取 図	危険物の 数量表	図	耐火構造等 の構造詳細	
別及び厚さ	建築基準 法施行令 第二百八 条の五に 規定する 部分の仕 上げの材 料の種類 及び厚さ	耐力壁及 び非耐力 壁の位置	畜舎等の 周囲の状 況	危険物の 種類及び 数量	法	主要構造部 、軒裏、 天井及び 防火設備 の断面の 構造、材 料の種類 及び寸法	その他これ らに類す るものの 位置及び 高さ

(新設)							
(新設)			(新設)				
(新設)		(新設)	(新設)	(新設)		(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)	

		(ハ)			
第二十五 条の規定 が適用さ れる畜舎 等					
第二十五 条第一項 ただし書 の規定が 適用され る畜舎等	第二十五 条第一項 本文の規 定が適用 される畜 舎等	第二十四 条の三第 三項の規 定が適用 される畜 舎等	第二十四 条の三第 三項の規 定が適用 される畜 舎等	第二十四 条の三第 三項の規 定が適用 される畜 舎等	第二十四 条の三第 三項の規 定が適用 される畜 舎等
(略)	(略)	平面図	平面図	付近見取図	
(略)	(略)	建築基準 法施行令 第二百八 条の五第 七項に規 定する国 土交通大 臣が定め る建築物 の部分に 該当する ことを必 ず確認す るための 必要な 事項	外壁、袖 壁、塀そ の他これ らに類す るものの 位置及び 高さ	耐力壁及 び非耐力 壁の位置	畜舎等の 周囲の状 況

		(ハ)			
第二十五 条の規定 が適用さ れる畜舎 等					
第二十五 条ただし 書の規定 が適用さ れる畜舎 等	第二十五 条本文の 規定が適 用される 畜舎等	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

				(三)	(三) (九)	
				第六十条の三の規定が適用される発酵槽等	(略)	れる畜舎等
				第六十条の三第二項及び第三項の規定が適用される発酵槽等		
縦断面図	側面図又は			配置図	(略)	
並びに材料の種別	発酵槽等の各部の高さ及び構造方法	発酵槽等の各部の位置、構造方法及び寸法	近接又は接合する畜舎等の位置、寸法及び構造方法	発酵槽等の各部の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状	(略)	
				設 (新)	(三) (九)	
				(新設)	(略)	
				(新設)		
(新設)			(新設)	(新設)	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)	

基礎伏図	構造詳細図						
基礎の配置、構造方法及び寸法並び	鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構造方法	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法	近接又は接合する畜舎等の位置、寸法及び構造方法	寸法及び立面形状	

(新設)	(新設)						
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

	敷地断面図 及び基礎・ 地盤説明書		使用構造材 料一覧表	施工方法等 計画書
に材料の種別及び 寸法	支持地盤の種別及 び位置	基礎の底部又は基 礎ぐいの先端の位 置	基礎の底部に作用 する荷重の数値及 びその算出根拠	構造耐力上主要な 部分に用いる材料 の種別
コンクリートの強 度試験方法、調査 及び養生方法	耐力上の安全性を 確保するための措 置	打撃、圧力又は振 動により設けられ る基礎ぐいの打撃 力等に対する構造 耐力上の安全性を 確保するための措 置		

	(新設)		(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

別表第九（第七十二条関係）

(二)	(一)		
第七十九条の規定が適用される認定畜舎等	(略)	(イ)	
断面図 二面以上の	(略)	図書の種類	(ロ)
	(略)	明示すべき事項	(略)

(三)	(三)		
(略)			
(略)	書	第六十条の三第二項第二号の規定に適合することの確認に必要な図	
(略)		第六十条の三第二項第二号の構造計算の結果及びその算出方法	コンクリートの型枠の取外し時期及び方法

別表第九（第七十二条関係）

(二)	(一)		
第七十九条の規定が適用される認定畜舎等	(略)	(イ)	
断面図 二面以上の	(略)	図書の種類	(ロ)
	建築基準法第五十六条第一項から第	明示すべき事項	(略)

(三)	(三)		
(略)			
(略)		(新設)	
(略)		(新設)	(新設)

(三)							
第八十条から第八十七条までの規定が適用される認定畜舎等							
(略)	第八十一条の二の規定が適用される認定畜舎等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	平面図	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	分 基準時以後の増築 又は改築に係る部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	用途地域の境界線

(三)							
第八十条から第八十七条までの規定が適用される認定畜舎等							
(略)	(新設)	第八十一条の規定が適用される認定畜舎等	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(新設)	平面図	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(新設)	分 基準時以後の増築 又は改築に係る部	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設) 四項まで及び第六項の規定による建築物の各部分の高さの限度